

## 次世代起業人材育成事業運営業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度 経商産政委第5号 次世代起業人材育成事業運営業務

### 2 本業務の目的

社会環境の変化が加速する中、新たな価値を創出し地域経済を活性化させていくためには、スタートアップの創出を促進するとともに、その担い手となる人材を育成していくことが重要である。

そのためには、学生段階から自ら課題を見出し主体的に行動し、新たな価値を創出しようとするアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、起業を将来の選択肢の一つとして捉えられる環境を整える必要がある。

本業務では、スタートアップ起業家等による出前講座を通じてアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、起業に関心を持った学生が起業のプロセスを体験できる機会を提供することで、将来的に起業を含む多様な挑戦を促し、市内でスタートアップが生まれ育つ環境の形成を図ることを目的とする。

事業目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・スタートアップ起業家等による出前講座：<u>20校以上</u></li><li>・本市が実施するビジネスプランコンテストや静岡県が実施するFuji (Future Japan Innovator)、民間事業者が実施するStartup Weekend等の起業プログラムへの学生の接続：<u>10名以上</u></li></ul>
------	--

### 3 業務概要

自ら課題を見出し主体的に行動し、新たな価値を創出しようとするアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、起業に関心を持った学生が起業のプロセスを体験できる機会を提供するため、以下の業務を実施すること。

- (1) スタートアップ起業家等による出前講座の実施
- (2) 起業体験プログラム（一般公募型）の企画・実施
- (3) 起業体験プログラム（学内開催型）の企画・実施
- (4) 本業務の情報発信

※受託者は本業務に関する具体的な実施内容について、委託者と協議の上決定すること。

### 4 業務内容

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、事業を統括・管理するプロジェクトマネージャーを配置したうえで、以下の業務を行うこと。

- (1) スタートアップ起業家等による出前講座の実施（20校以上）

#### ①目的

起業家の経験や考え方に触れることで、自ら課題を見出し主体的に行動し、新たな価値を創出しようとするアントレプレナーシップの醸成を図るとともに、「起業」という進路の選択肢があることを知り、起業に対する興味・関心を高めることを目的とする。

#### ②対象

市内小学校高学年、中学校、高等学校等

#### ③内容

##### ア 実施校の募集・調整

- ・委託者と協力して実施校を募集すること。
- ・募集にあたっては、ウェブサイト、DM、リーフレットなどの効果的な広報を実施すること。

- ・実施校の要望を踏まえ、時期、内容等について調整を行うこと。
- イ 講師の選定・調整
  - ・実施校の要望を踏まえ、講師となるスタートアップ起業家等を選定し、実施に向けた調整を行うこと。
  - ・講師の人数は、原則1回あたり1名とする。ただし、講座に参加する児童・生徒が多い場合や、講座の内容により複数の講師が必要となる場合はこの限りではない。
  - ・講師への謝金は、原則1回あたり5万円（交通費等を含む。）とし、委託者が講師へ直接支払う。支払いに際し必要となる書類は、受託者が講師と調整の上、委託者に提出すること。
- ウ 講座の実施
  - ・講座の内容は、実施校の要望を踏まえ、講師自身の起業経験や事業活動の実体験を基に、児童・生徒のアントレプレナーシップの醸成や起業に対する興味・関心の喚起につながる内容とすること。
- エ 実施後のアンケート
  - ・実施校と協議の上、参加者に対しアンケートを実施し、満足度、理解度、起業への関心の変化等を把握すること。
  - ・アンケートの内容は委託者と協議の上、決定すること。

## (2) 起業体験プログラム（一般公募型）の企画・実施（4回以上）

### ①目的

起業に関心を持つ学生を広く募集し、アイデア創出から事業検討、発表までの一連の流れを体験できるプログラムを提供することで、起業に必要な思考や行動を学び、アントレプレナーシップを実践的に育むとともに、伴走支援を伴う起業支援プログラム等への参加につながる人材の発掘・育成を図ることを目的とする。

### ②対象

市内に在住又は通学する大学生、専門学生 等

### ③内容

#### ア プログラムの企画

- ・起業に関する一連の流れを体験できるプログラムを企画すること。なお、当該プログラムには、アイデア創出、簡易なビジネスプランの立案、プランの発表、講師等からの助言及びそれを踏まえた改善策の検討を含めること。
- ・プログラムは原則として1回で完結する形式とするが、参加者の理解促進を図るため、複数回の連続プログラムとして段階的に実施することも可能とする。
- ・プログラムの企画にあたっては、各分野の専門的な知見を有する多様な人材（スタートアップ起業家、投資家等のスタートアップ起業に関する知見を有する人材等）を講師として活用し、参加者が様々な視点から起業のプロセスを体験できる内容とすること。

#### イ 講師の選定・調整

- ・プログラム内容に応じて適切な講師を選定し、実施に向けた調整を行うこと。

#### ウ 会場の確保

- ・参加人数やプログラム内容に応じて適切な市内の会場を確保すること。

#### エ 参加者の募集

- ・募集にあたっては、ウェブサイト、SNS、広告、DM、リーフレット、その他媒体を活用した効果的な広報を実施し、多くの学生が参加するよう工夫すること。（目標：各回10名以上）

- オ プログラムの実施
  - ・ワークショップ形式を取り入れる等、参加者が主体的に考え、アイデアの創出やビジネスの検討を行うとともに、発表やフィードバックを通じて起業に対する理解が促進される内容とすること。
- カ 実施後のアンケート
  - ・参加者に対しアンケートを実施し、満足度、理解度、起業への関心の変化等を把握すること。
- キ 実施後のフォローアップ
  - ・起業希望者に対しては、本市が実施するビジネスプランコンテストや静岡県が実施する Fuji (Future Japan Innovator)、民間事業者が実施する Startup Weekend 等の起業プログラムへ接続を図ること。
  - ・プログラム参加者の継続的な支援につなげるため、本市が実施するスタートアップコミュニティ形成事業やコ・クリエーションスペース等への接続を行うこと。

### (3) 起業体験プログラム（学内開催型）の企画・実施（6校以上）

#### ①目的

起業に関心を持つ学生を学内で募集し、アイデア創出から事業検討、発表までの一連の流れを体験できるプログラムを提供することで、起業に必要な思考や行動を学び、アントレプレナーシップを実践的に育むとともに、伴走支援を伴う起業支援プログラム等への参加につながる人材の発掘・育成を図ることを目的とする。

#### ②対象

市内の大学、専門学校 等

#### ③内容

##### ア 実施校の募集・調整

- ・委託者と協力して実施校を募集すること。
- ・募集にあたっては、ウェブサイト、DM、リーフレットなどの効果的な広報を実施すること。

##### イ プログラムの企画

- ・起業に関する一連の流れを体験できるプログラムを企画すること。なお、当該プログラムには、アイデア創出、簡易なビジネスプランの立案、プランの発表、講師等からの助言及びそれを踏まえた改善策の検討を含めること。
- ・プログラムは原則として1回で完結する形式とするが、実施校の要望を踏まえ複数回の連続プログラムとして実施することも可能とする。
- ・プログラムの企画にあたっては、各分野の専門的な知見を有する多様な人材（スタートアップ起業家、投資家等のスタートアップ起業に関する知見を有する人材等）を講師として活用し、参加者が様々な視点から起業のプロセスを体験できる内容とすること。

##### ウ 講師の選定・調整

- ・プログラム内容に応じて適切な講師を選定し、実施に向けた調整を行うこと。

##### エ 参加者の募集

- ・実施校と協議の上、ゼミ、授業、学内広報等を通じて参加者を募集するとともに、SNS、リーフレット、ウェブサイト等の各種媒体を活用し、多くの参加者の確保につながるよう効果的な周知を行うこと。

##### オ 講座の実施

- ・ワークショップ形式を取り入れる等、参加者が主体的に考え、アイデアの創出やビジネスの検討を行うとともに、発表やフィードバックを通じて起業に

対する理解が促進される内容とすること。

カ 実施後のアンケート

- ・参加者に対しアンケートを実施し、満足度、理解度、起業への関心の変化等を把握すること。

キ 実施後のフォローアップ

- ・起業希望者に対しては、本市が実施するビジネスプランコンテストや静岡県が実施する Fuji (Future Japan Innovator)、民間事業者が実施する Startup Weekend 等の起業プログラムへ接続を図ること。
- ・プログラム参加者の継続的な支援につなげるため、本市が実施するスタートアップコミュニティ形成事業やコ・クリエーションスペース等への接続を行うこと。

(4) 本業務にかかる情報発信

- ①本事業の内容を広く周知するためのウェブサイトを作成・運用すること。また、SNSやメディアプラットフォーム等を活用し、事業の実施状況や成果等について定期的な情報発信を併せて実施すること。
- ②本業務において作成するウェブサイトやSNSアカウント等は、委託期間終了後も引き続き委託者により運用されることを前提とし、ウェブサイトのドメイン名やSNSアカウント等の移管、アーカイブ等の円滑な事務引継ぎに必要な措置について、委託者と調整のうえ指示に従い実施すること。

5 留意事項

- (1) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、本市のスタートアップ関連事業や静岡市コ・クリエーションスペース運営事業等の委託者が別に実施する事業や県内のスタートアップ関連事業との連携に努めること。
- (3) 受託者は、主たる業務を再委託することはできない（ここでいう主たる業務とは、4業務内容の(1)～(3)とする。）。なお、主たる業務を除き業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。
- (4) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (6) 本業務により新たに作成した成果品及びその著作権、使用権等の諸権利は、データを含めて委託者及び受託者に帰属するものとする。なお、対象となる成果品は協議の上決定する。
- (7) 業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかに

- するため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (9) 本業務は、内閣府の第2世代交付金（地方創生型）を利用するものである。本委託業務完了後、本業務にかかる会計帳簿及び証拠書類を、市または会計監査部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように5年間保存すること。

## 6 その他

### (1) 業務の履行

- ア 本業務の実施に当たっては労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。
- イ 受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。
- ウ 受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

### (2) 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を速やかに委託者に提出すること。ただし、その内容によっては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。